

●香川県告示第463号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市坂本町5丁目18番37号

株式会社加ト吉 代表取締役 山田 良一

(2) 事業場の所在地及び名称

仲多度郡多度津町道福寺165-1

株式会社加ト吉多度津工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設	
能	力	900kg/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手より1週間後	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続15時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物学的酸素要求量 (mg/l)	400	500
	化学的酸素要求量 (mg/l)	300	400
	浮遊物質 (mg/l)	200	300
	窒素含有量 (mg/l)	15	30
	りん含有量 (mg/l)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		4	5

変更しようとする特定施設

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設	
能	力	1,000 kg/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの		(変更前)断続8時間使用 (変更後)断続15時間使用	

使用時間			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	400	500
	化学的酸素要求量 (mg/l)	300	400
	浮遊物質 (mg/l)	200	300
	窒素含有量 (mg/l)	15	30
	りん含有量 (mg/l)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前) 2 (変更後) 4	(変更前) 3 (変更後) 6

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分		第 1 排水口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
		水素イオン濃度	6.0~7.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	30	37
	化学的酸素要求量 (mg/l)	45	52
	浮遊物質 (mg/l)	38	45
	窒素含有量 (mg/l)	5	20
	りん含有量 (mg/l)	3	5
排出水の量 (m ³ /日)		170	200

他に排水口が8箇所（雨水専用）ある。

（備考）今回特定施設の設置及び既設特定施設の使用の方法の変更を行うが、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成21年10月6日から同月27日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
多度津町環境課